

健康増進法の一部改正により

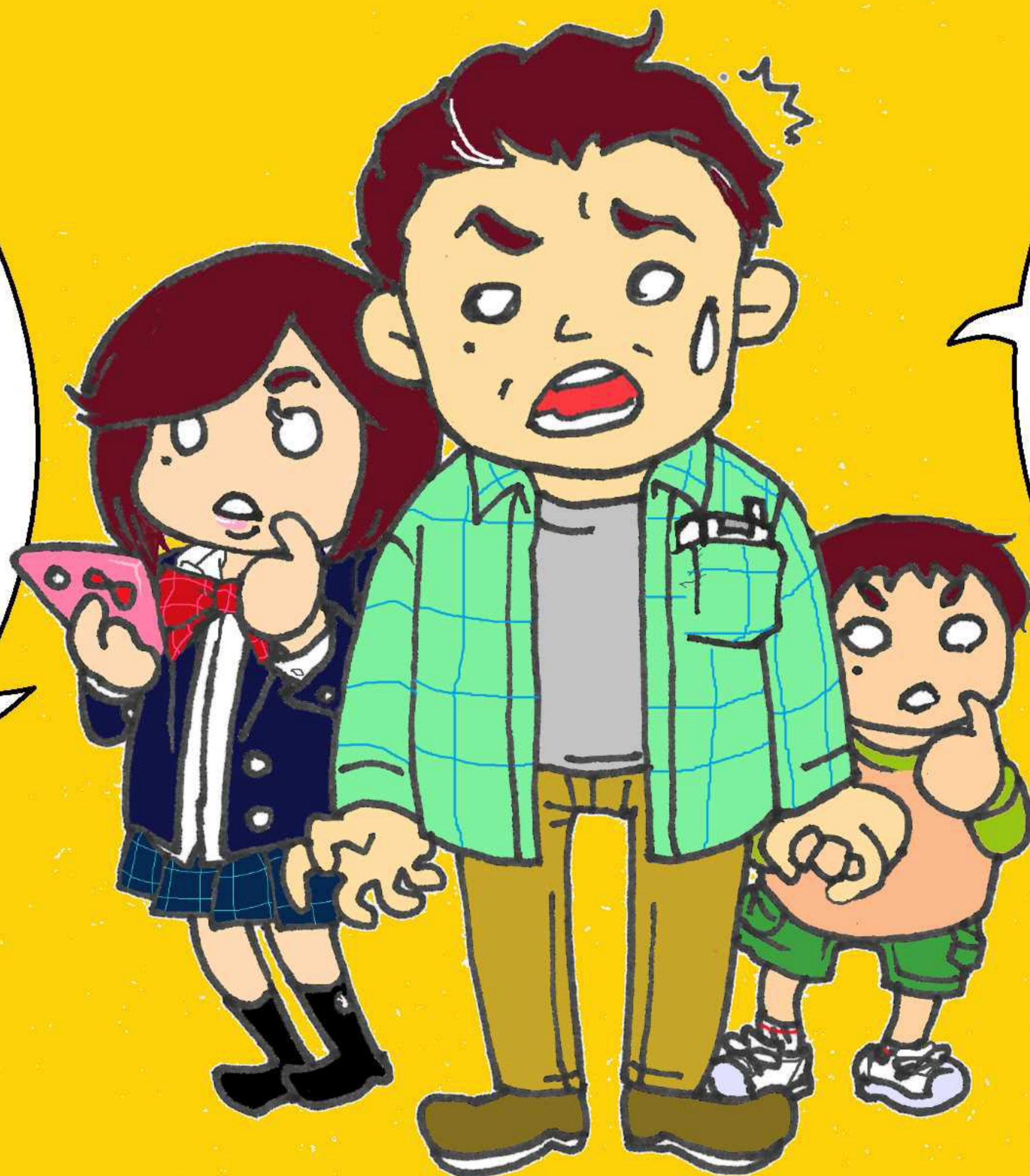
受動喫煙防止対策が強化されました！

2020年4月から多数の人が利用する施設は
原則屋内禁煙です！

タバコが吸える場所に **20歳未満は入れません**

え！

じゃあ
高校生の私は
※喫煙可能店で
アルバイト
できないんだ!?



え！

じゃあ
※喫煙可能店に
こども連れは
入れないのか！

※喫煙可能店：店内全体でタバコが吸える飲食店（経過的措置）



タバコは決められた場所で



喫煙専用室



加熱式タバコ
専用喫煙室



喫煙可能室



喫煙目的室



20歳未満立入禁止

これらが組み合わさったマークの場所に
20歳未満は入れません。

●禁煙エリアでは全てのタバコ（紙タバコ・電子タバコ・加熱式タバコ）が吸えません●

厚労省HP



八重山保健所



お問合せ先 TEL:0980-82-4891(健康推進班)